

令和4年（2022年）9月1日

各部（局）長様

財務部長
総務部長
都市経営部長

令和5年度予算編成について（通知）

経営戦略方針に掲げる『豊中に住む人・働く人・学ぶ人、一人ひとりが “豊かに生きること” ができるまち』・『多くの皆さまに「住み続けたい・住みたい」と思っていただけるまち』の実現に向けて、あゆみを進める取組みを、令和5年度予算で示していく必要があります。一方で

- 社会保障関係経費の引き続きの増大
- 老朽化施設の更新および維持管理経費の増加

など継続する課題に加えて、

- 長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け疲弊した市民生活や地域経済への継続的な支援策が必要

という状況にあり、このなかで新たな取組みを行う創意と工夫が求められます。

これらのことから、次の項目を基本として各部の予算編成を行ってください。

[基本的な考え方]

- 『令和5年度予算編成方針』、『経営戦略方針』、『中期財政計画』を踏まえた予算編成を行います。
- 両副市長に報告済の令和5年度新規・拡充事業については、基本的に実施する方向で臨むこととし、事業・業務の見直し及び歳入確保の取組みによりその財源を創出します。具体的な額については10月に改めてお示しします。
- 予算編成において議論を尽くし、時間をかけてより丁寧に対応する観点から、「普通建設事業費」（以下「事業費」という）及び「社会保障関係経費」については、1か月前倒しの9月より予算編成を開始します。これらの経費については前倒しで調整を行い、年内に内示を行います。
- 令和5年度予算編成は、予算の特性に応じてより全体最適を図ることを目標に、一件査定を中心とした予算編成を行います。
- 各部局においては、『経営戦略方針』、基本政策の進捗状況、政策評価及び事務事業評価の結果を踏まえて、重点的に取組む事業や取組みの方向性を検討した上で「部局別予算編成方針」を作成し、当該方針に沿った進行管理を行ってください。
- 予算編成にあたっては、未来に向けた投資として今後必要となる施策を意識していただいたうえで部局長による査定を必ず実施し、事業の構成ややり方などを大胆に見直すなど、変革をとおして財源を創出するよう、より一層の調整を図ってください。

[創る改革による財源創出]

- 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が長引くなか、令和5年度以降も見据えたこれからの新しい事務事業のあり方を考え、新たな事業への転換を図るという観点で、アフターコロナを見据えた施策を提案してください。
- 新型コロナウイルスの感染症拡大を契機として、人や経済の動きの変化、生活様式の変化など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。このようなことも踏まえ、これまで取り組んできた「創る改革」をさらに加速するという観点で、従来通りの実施が適切でなくなった事業や時代に合わなくなった事業について、各部局において見直しを行ってください。

- 「各種事業の実施に係る経費」については、AI や RPA の活用、業務の効率化・標準化などにより生産性の向上を図り、改革効果額を予算に反映してください。
- 工事や維持補修などの「建設事業等の経費」については、従来の手法だけでなく公民連携の推進強化など多様な手法の導入による建設コスト縮減について、財務部と協議・調整のうえ、予算に反映してください。
- 扶助費などの「社会保障関係経費」については、介護・疾病予防や医療・福祉・介護のより一層の連携を図るなど、扶助費等の伸び抑制効果額を予算編成に反映してください。

[事業費における予算編成について]

- 事業費における一般財源の上限額は35億円とします。令和4年度同様に大型の施設整備案件を予定していることなどから、上限額については一般財源で前年度同額とします。
- 部局ごとの目標額設定及び配分は行わず、事業費全体であらかじめ定めた一般財源の上限額以下となるよう、財政課にて全体調整を行います。
- 各部局においては、予算管理事業単位を基本として優先順位をつけることとします。また、当該経費に係る予算については、予算要求課より副市長への説明の場を設けます。

[社会保障関係経費における予算編成について]

- 社会保障関係経費は、一般財源の上限額設定を行わず、すべて一件査定にて予算編成を行います。
- 社会保障関係経費の抑制については、予算の上限額を設定して抑制するのではなく、介護・疾病予防や医療・福祉・介護のより一層の連携など、施策により実現するという観点から、令和4年度予算編成に引き続き一般財源の上限額設定を行いません。
- 各部局においては、データとエビデンスの視点をより一層強化した提案の根拠を持ち、年度途中で不足を生じたり、多額の不用額が生じたりすることのないよう厳密に積算を行ったうえで予算を要求してください。

[予算編成における留意事項]

- ◆ 予算調整会議について
 - 予算調整会議の審議結果（予算化の可否）は、同会議において全ての案件の議論を終えた後、案件ごとの優先順位等を考慮のうえ決定します。
 - 「事業費」「社会保障関係経費」に係る予算調整は、年内での調整を原則とし、国の制度改正や入札不調など外的要因に起因するものを除き、原則として予算調整会議での審議対象外とします。
- ◆ 部局別予算編成方針について
 - 『経営戦略方針』に掲げる未来への投資戦略を踏まえ、現場でのニーズ把握を踏まえて「いま」必要な施策に対して事業提案を行ってください。
 - 事業・業務の見直し、歳入確保の取組みなど変革を通して財源を創出するという観点から、新規・拡充事業の有無にかかわらず、部局として既存事業の統廃合や手法改善、特定財源の確保等の財源創出提案は必ず行ってください。
 - 財源を投入するにあたっては、データとエビデンス（証拠、根拠）が重要との考えに基づき、市として説明責任を果たせるようにしてください。
- ◆ 事務要領・スケジュール
 - 全体最適を図る観点から、財政課において部局間調整を行います。
 - 具体的な事務及びスケジュールについては、「令和5年度予算編成事務要領（事業費・社会保障関係経費編）」、「令和5年度予算編成 主な日程」を確認してください。